

平成 2 6 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 2 6 年 3 月 6 日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 1 号) 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2 号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3 号) 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 4 号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 5 号) 上里町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 6 号) 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 7 号) 財産の取得について
- 日程第 14 (町長提出議案第 8 号) 上里町道路線の廃止について
- 日程第 15 (町長提出議案第 9 号) 上里町道路線の認定について
- 日程第 16 (町長提出議案第 10 号) 埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 17 (町長提出議案第 11 号) 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について
- 日程第 18 (町長提出議案第 12 号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 19 (町長提出議案第 13 号) 平成 2 5 年度上里町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 20 (町長提出議案第 14 号) 平成 2 5 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 21 (町長提出議案第 15 号) 平成 2 5 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 (町長提出議案第 16 号) 平成 2 5 年度上里町公共下水道事業特別会計補正

予算（第2号）について

日程第23 （町長提出議案第17号）平成25年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（12人）

1番	植原育雄君	3番	植井敏夫君
4番	高橋正行君	5番	納谷克俊君
6番	中島美晴君	7番	荒井肇君
8番	新井實君	9番	小暮敏美君
10番	沓澤幸子君	11番	高橋仁君
12番	伊藤裕君	13番	根岸晃君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	飯島雅利君	子育て共生課長	河野光彦君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	坂本正喜君
水道課長	須田孝史君	図書館長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 係長 戸矢信男

開 議

午前 9 時 0 分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第 7 町長提出議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 町長提出議案第 2 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第 9 町長提出議案第 3 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第 7、町長提出議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第 8、町長提出議案第 2 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第 9、町長提出議案第 3 号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の 3 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第 1 号から議案第 3 号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 1 号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町長、副町長及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例措置を継続したく、本案を提出するものでございます。

国内景気の回復傾向が見られるものの、税収に反映するまで至る状況にいかず、また消費税

率引き上げ後の国内景気の行方は、先行き不透明感が残っております。

こうした経済事情を踏まえ、改めて効率的な行財政運営を図るため行政改革推進の継続が求められます。

平成17年度から特例条例によって行ってまいりました町長及び副町長の給与を20%、教育長の給与を15%と、それぞれ削減することについて、その期間をさらに1年延長するものでございます。

改正概要・条文の概要でございます。

第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

附則第2項中、「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

附則第2項中、「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第2号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について。

議案第2号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町議会の議員の費用弁償等及び上里町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償等に関する特例条例を継続したく、本案を提出するものでございます。

先ほど、町長、副町長及び教育長の給与削減で申し上げましたとおり、国内の景気動向等の経済状況を勘案し、行財政改革推進のため、平成18年度から実施しております議員及び非常勤特別職の費用弁償の支給停止について、さらに1年を延長するものでございます。

改正概要・条文の概要でございます。

第1条では、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部改正でございます。

附則第2項中、「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めます。

第2条では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の

一部改正でございます。

附則第2項中、「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第3号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第3号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、行政改革推進及び財政負担軽減のため、上里町一般職職員等の旅費の特例措置を継続したく、本案を提出するものでございます。

議案第1号及び議案第2号で申し上げましたとおり、一般職等職員が出張した際の旅費のうち日当についての支給停止をさらに1年延長するものでございます。

改正概要・条文の概要でございます。

上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の附則第3項で規定しております失効期限について、「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改めます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。慎重に御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。まず、議案第1号でありますけれども、行政改革の推進及び財政負担の軽減のためということで、平成17年から今度行いますとほぼ10年間に及び給与の特例が続くということになります。昨年の質疑の中でもこういうことを1年1年延ばしていくのではなくて、きちんとした形にしてはいかがでしょうかという質問もしたところありますけれども、県内ではこういう特例を敷いているところが幾つぐらいあるのでしょうか。

また、17年から今年度終了までにこの特例によってどれだけの財政的な効果というんでしょ

うか、いわゆる支払うべきお給料が支払われなかったわけですから、その額の総額をそれぞれ教えていただきたいというふうに思います。

また、議案第2号につきましても、費用弁償であるとか、非常勤の報酬及び費用弁償、これは平成18年からですけれども、これもずっと続いておりますが、県内の実態はどうなっているのか、そのことによって総額どのくらいの削減を行ってきたのか。また、特別職の職員で非常勤の方の人数等、それらについて質問したいと思います。

議案第3号につきましても、18年から今年度までにどれくらいの削減が行われてきたのか。また、県内の実態についてあわせて御質問いたします。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 全体的な1号から3号の関連の考え方について御説明をさせていただきます。

まず、第1号の3役の給与等の特例条例の関係でございますけれども、県内の状況ということでございますけれども、細かい資料をちょっと持ち合わせておりませんけれども、県内の中でも1年ごとに、近隣の市でも特例条例の制定をしましてやっているところもございますし、昨年の職員の給与条例の削減に合わせて1年限りという形で3役も対応したところもございますし、また長の公約の中で給与額を、例えば半額にするとか、30%とか、そういう形で4年間任期の中で対応していると、さまざまでございます。

今回提案を申し上げます1号から3号までについては、先ほど御質問がございましたように9年間ということで長い間、毎年1年ごとに特例条例という形で行政改革の推進及び財政負担軽減という形でお願いをしてきたところでございます。

今回1号、3号についてはいろいろと課題も出ているところでございます。

特に2号議案で御提案申し上げました議員の報酬及び費用弁償等に関する特例条例と特別職の報酬及び費用弁償の関連でございますけれども、社会情勢や県内の市町村、近隣市町村などの報酬や費用弁償を見ますと、いろいろとさまざまな形が出ているところでございます。

特に報酬についても、特別職の中で年額報酬、月額報酬、日額報酬とあるわけでございますけれども、そういった報酬の関係についても、上里町についても見直すことが必要になってきているところでございますし、また費用弁償のあり方についても、いろいろ議論が報酬とあわせて県内でもいろいろな形でされておりますので、今回、26年度の予算の中で特別職、議員報酬等の審議会、通常1回予算科目の設定でございますけれども、26年度については3回、審議会の会議をお願いをしております、その中で全体的な議員を含めた特別職の報酬及び費用弁償についての意見を聞く中で、3号の職員の旅費の関係、そして議案第1号の3役の給与改定

についても、そういった議論を踏まえながら26年度の中で方向性を出していきたいというふう
に考えているところでございます。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） それでは、県内のこの減額措置を行っている市町村数ですけれど
も、市が13、町村で6ということでございますけれども、また昨年行いました職員の給与の減
額措置と合わせて特別職の減額を行っているというところもございますので、その点は御了承
願いたいと思います。

それと減額の効果というか金額でございまして、まず給与分でありまして、給
与分については3役、町長、副町長、教育長合わせまして446万7,600円ということでございま
す。あとが期末手当関係でございまして、期末手当関係で3役で182万7,902円というこ
とでございまして。

給与と期末手当を合計しますと629万5,000円、630万円程度と。これを10年間行いますと
6,300万円程度の減額というふうになります。

次に、議員さんと非常勤特別職の費用弁償関係でございまして、これはあくまでも推
計ということでございまして、推計で年間で503万6,000円程度というふうに思っていま
す。

それと、職員の旅費関係ですけれども、これが年間で、これもあくまでも推計でございまして。
326万7,000円程度ということでございます。

それと減額措置、議員さんの費用弁償とかその辺の減額措置をやっているかと、県内の状況
ということでございまして、ちょっと細かい表、持ち合わせてございませぬけれども、
児玉郡内と寄居町の参考ですけれども、本庄市などでは議員さんの費用弁償は支給をしてい
ると。神川町では旅行のみ1,500円を支給していると。美里町は定額で1,000円を支給していると。
寄居町では条例本則でないと、この辺の規定がないということでございます。

また、職員の日当についてですけれども、本庄市については若干雑費程度のものがございま
すけれども、あと神川町は海外のみとか、美里町も海外のみとか、寄居町は本則でないとい
うふうな形になってございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第2号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第3号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第4号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第4号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第4号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、上里町営住宅条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、一部改正の概要を御説明申し上げます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正に伴い、法を引用している上里町営住宅条例の一部を改正するものでございます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名が変わったことと、これまでの配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力及びその被害者が対象でありましたが、それに加えて、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者にも対象範囲が拡大されるのに伴い、上里町営住宅条例でも、「入居の資格」において対象範囲を拡大するものでございます。

続きまして、改正点について条文の御説明を申し上げます。

第6条第1項第1号ク中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手から暴力を受けた者」を加えます。また、同号ク（ア）中、「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む）」を加え、同号ク（イ）中、「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む）」を加えるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行といたします。

以上で上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第5号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第5号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第5号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改定され3月上旬公布、4月1日施行予定とのことでございます。消防庁次長より政令の施行までに条例改正を行うよう依頼がございました。このことにより、上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する必要があるため、本改正案を御提案申し上げるものでございます。概要でございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、公布・施行されました。

本法律において、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられたところでございます。この趣旨を踏まえ、退職報償金について引き上げを行う必要があると考えておるところでございます。

退職報償金を一律50,000円引き上げ、最低支給額を200,000円（改正前144,000円）にするも

のでございます。

附則でございますが、第1項で施行期日を規定しておりまして、平成26年4月1日から施行といたします。

また、第2項では、改正後の退職報償金の金額を平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に適用し、3月31日までに退職した消防団員については、改正前の従前の退職報償金を支給する旨を規定しております。

以上で上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） いざというときに大変重要な役割を担っていただけるわけですし、引き上げることに何ら異論があるわけではないんですけれども、近隣の平準というんでしょうか、県内の市町村、市と町はだいぶ違うでしょうけれども、平均的にはどの程度なのでしょう。ちょっと私も勉強不足なので、教えていただきたいと思います。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 退職金でしょうか、それとも報酬でしょうか。

消防団員の報酬につきましては、昨日も町長、中島議員の一般質問の中でもお答えしたように、上里町の数字はちょっと報酬については平均をして3万2,000円程度かなということで、本庄市とかに比べて若干高いというふうな形でございます。ただ、この報償金についてはこれは一律ということで考えております。上里独自じゃなくて、これは全体的なものというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第5号 上里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第6号 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第6号 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について。

御提案を申しあげました議案第6号 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、社会教育法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

それでは、一部改正の概要及び内容をご説明申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、社会教育法が改正され、これまで同法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとなったため一部を改正するものでございます。

続きまして、改正点について条文の御説明を申し上げます。

第3条の本文中、「社会教育の関係者」の次に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加え、社会教育委員の委嘱基準を改正するものでございます。

附則でございますが、施行日につきましては、平成26年4月1日といたします。

内容的には、社会教育委員が15名、町では委嘱をされておりまして、その中の選出区分ということで学校関係、そのほか社会教育関係者ということで文化協会、体育協会、サラ、老人ク

ラブ、PTA、子ども会、人権を大切に作る会、健体、スポーツ少年団、レクリエーション協会、女性会議、公民館活動推進員ということで、社会教育関係者ということで設定をされておりますけれども、その委嘱の中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を新たに加えて、この委員の中で委嘱をするというものでございます。

以上で上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの説明ですと、現在15名の方に委嘱をされていて、それぞれの団体名が読み上げられたわけでありましてけれども、この中に新たに家庭教育の向上に資する方たちを入れていくということでありまして、定数の変更はないんでしょうか。

定数の変更なく、15でいくとした場合にはどの団体に代わって、どういう団体を入れていくお考えなんですか。

お尋ねします。

議長（高橋正行君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 坂本正喜君発言〕

生涯学習課長（坂本正喜君） 定数につきましては、15名のままでいきたいと思っております。

社会教育関係団体の方が結構人数が多いので、その中の、人数はまだ1名にするか2名にするか具体的に決まっていますので、その辺はこれから4月に向けて検討しながら、15名の人数に変更はございません。その中で社会教育関係団体の方のところを人数を減らして、委嘱をしていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての件を

起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第7号 財産の取得について

議長（高橋正行君） 日程第13、町長提出議案第7号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第7号 財産の取得について。

議案第7号 財産の取得について、次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めます。

所在につきましては、上里町大字五明字天神林875番地3外1筆でございます。2、地積につきましては、7,454.03平方メートルでございます。3、取得財産の価格は、58,141,434円でございます。4、取得先は上里町大字七本木5518番地、上里町土地開発公社理事長、関根孝道でございます。

提案理由でございますが、上里スマートインターチェンジ整備事業に伴う事業用地を取得し、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

上里スマートインターチェンジの詳細設計が完了し、上里町道分の事業用地が確定をいたしましたので、関越自動車道の上り線側2,665.75平方メートル、下り線側4,788.28平方メートル、合計7,454.03平方メートルを5,814万1,434円で、土地所有者でございます上里町土地開発公社より取得するものでございます。

土地の詳細につきましては、配付をいたしました別記明細書のとおりでございます。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明といたします。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 今回のこの取得後、残りのサービスエリア周辺地区整備事業で土地開発公社が持っている土地の平米数がどの位なのかということと、下り線側と上り線側で結構面積が、取得される面積が違うと思うんですが、道路の構造とかによるんだらうとは思いますが、その辺の説明をお願いいたします。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 御説明申し上げます。

スマートインターチェンジの上り線側用地、まず分けますと、上り線側について土地開発公社が取得の用地が4,907平米でございます。そのうち町が2,665.75平米、ネクスコ東日本のほうが2,241.25平米、下り線側につきまして、土地開発公社の取得用地につきましては7,663平米、そのうち町道分につきましては4,788.28平米、ネクスコ事業分につきましては、2,874.72平米でございます。面積の差につきましては、道路の詳細設計の中で簡単に申し上げますと、スマートインターチェンジのETCのゲートから町道側が町、高速側がネクスコという形になってございますので、その詳細設計の区分線に従って、用地の管理区分を確定したところこのような面積になったというところでございます。

議長（高橋正行君） 5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 本件にかかわるかちょっとあれなんですけれども、先ほど申し上げました今回の取得によって残っているサービスエリア周辺関連の土地開発公社の所有面積がわかればありがたいなと思うんですけれども、お願いいたします。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、公社のほうで進めておりますサービスエリア周辺地区整備事業のお話でございますけれども、全体で17.2ヘクタールを開発したところでございます。既に御案内のとおり、3区画について上り側を売却したということと、上り側につきましては、開発関係の完了検査が終わりましたので、都市計画法の32条協議に基づきまして、中にある、作りました調整池、それから公園用地、管理用道路、これについては32条協議に基づきまして上里町に帰属をさせていただきます。

今回のスマートインターチェンジ、約1.1ヘクタール、そのうち今回町に売却するものと現

在ネクスコと売却に向けて調整を行っているところでございます。

この用地を売却いたしますと、公社として残る面積につきましては、下り線側が10.3ヘクタール、1区画でございます。それから上り線側に1ヘクタール若干欠けるんですけれども、約1ヘクタールが公社所有ということで全体で約11.3ヘクタールが所有という状況になるというふうに考えているところでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第8号 上里町道路線の廃止について

日程第15 町長提出議案第9号 上里町道路線の認定について

議長（高橋正行君） 日程第14、町長提出議案第8号 上里町道路線の廃止についての件、日程第15、町長提出議案第9号 上里町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第8号から議案第9号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第8号 上里町道路線の廃止について。

議案第8号 上里町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業による路線変更により、上里町道路線の廃止をたく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容でございます。

上里サービスエリア周辺地区の道路整備に伴い、付け替え等で一般交通に供しない2路線、

延長150.40メートルの上里町道路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付をいたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止についての提案及び内容説明といたします。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第9号 上里町道路線の認定について。

議案第9号 上里町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、開発行為に伴う位置指定道路の寄附、上里スマートインターチェンジ及び児玉工業団地アクセス道路について、上里町道路線の認定をいたすべく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容でございます。

上里町道路線の認定につきましては、6路線が開発行為に伴う位置指定道路の寄附によるもの、2路線が上里スマートインターチェンジ整備事業によるもの、1路線が児玉工業団地アクセス道路整備事業によるもの9路線でございます。

詳細につきましては、お手元に配付をいたしました廃止・認定路線調書のとおりとなっております。

以上をもちまして、上里町道路線の認定についての提案及び内容説明といたします。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 認定のほうで伺いたいんですけども、町道126号線でありますけれども、この道路につきましては、旧来の道路が大変混み合っていて、何とか工業団地にうまく接続してほしいというこの地域の人たちの強い要望があったわけでありまして、町道として今度この道を作っていくに当たり、対象家屋というんでしょうか、移転の対象の建物とか、そういうものがどのくらいあるのか、そうした詳しいことについてお尋ねしたいんですけども。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 手元にちょっと詳細な資料がございませんので、後ほど

詳細な数については御回答させていただきたいと思いますが、おおむね10件程度くらいの規模だということで、物によって家屋だったりとか物置だったり、ハウスだったり、いろいろなものがございまして、今後現地調査してということで回答させていただきます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより、議案第9号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更について

議長（高橋正行君） 日程第16、町長提出議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について。

議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案説明を申し上げます。

彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約別表を整備するため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、提案の内容につきまして御説明を申し上げます。

規約の変更については、「彩北広域清掃組合」を「鴻巣行田北本環境資源組合」に改められた名称変更によるものでございます。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約ですが、別表第1及び別表第2について、「彩北広域清掃組合」を「鴻巣行田北本環境資源組合」に改めるものでございます。

名称変更の変更理由は、彩北広域清掃組合の構成市である行田市と鴻巣市に北本市が加入するためでございます。

附則は、施行期日を定めたもので、平成26年4月1日からの施行となります。

以上をもちまして、埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更についての提案理由及び内容説明といたします。慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について

議長（高橋正行君） 日程第17、町長提出議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について。

御提案申しあげました議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について提案説明を申し上げます。

上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務を変更するとともに、本庄市と上里町との間における一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

改正の概要でございますが、地方自治法第252条の17の2第1項に規定する知事の権限に属する事務のうち、一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務が児玉郡市の1市3町に移譲され、同法第252条の14第1項の規定により規約を定め、平成23年10月1日から本庄市に一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務を委託しております。

今回、平成26年3月20日の旅券法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例が改正されることとなるため、本庄市との間に締結している本庄市と上里町の間における一般旅券の申請及び交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する協議をしたいので、法第252条の14第3項において準用する法第252条の2第3項の規定により提案をするものでございます。

それでは、改正規約について御説明を申し上げます。

本庄市と上里町との間における一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する規約第1条第1号中、「第10条第1項ただし書き」を削るものでございます。

これは、旅券法に一部改正により、現行の旅券の記載事項を訂正する制度の廃止及びこれにかわる制度の導入で、旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止する。一般旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合には、外務大臣又は領事官が、当該一般旅券の名義人に申請に基づき、有効期間を当該申請の時に返納された一般旅券の残存期間と同一とする一般旅券（記載事項変更旅券）を発行する制度を導入するというものでございます。

改正の内容でございますけれども、パスポートにつきましては、従来その記載内容に変更が生じた場合は、パスポートを返納し、新たに新規申請することとなっておりますが、これまでパスポートに記載されている事項のうち氏名と本籍地の都道府県の表示について変更が生じた場合に限り、旅券法第10条第1項のただし書きによりまして、パスポートを返納することなくパスポート上での訂正で足りるとされておりました。

しかし、このたびの旅券法の一部改正によりまして、第10条第1項ただし書きが削除をされまして、氏名と本籍地の都道府県の表示の変更が生じた場合もパスポートを返納し、新規申請することとなったものでございます。

今後パスポートの記載事項について変更が生じた場合は、全く新しく作り直していただく方法と返納するパスポートの残存期間をそのままとしたパスポートに作り直す方法のどちらかを選んでいただくこととなるわけでございます。

なお、附則でございますが、施行期日につきましては、平成26年3月20日からでございます。

以上が、上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第12号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正行君） 日程第18、町長提出議案第12号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて。

平成25年度上里町一般会計補正予算（第4号）について、平成26年2月15日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、平成25年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御報告申し上げます。

御提案申し上げました議案第12号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

平成25年度上里町一般会計補正予算（第4号）、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,081万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

今回の補正予算につきましては、2月14日金曜日から15日土曜日の2日間に降った雪の対応に対する経費を計上をさせていただきました。

2ページですが、第1表歳入歳出予算の補正となります。

歳入につきましては、款18繰入金ですが、財政調整基金を689万8,000円繰り入れをいたします。

歳入合計につきましては、補正前の額88億2,391万5,000円に689万8,000円を追加し、88億3,081万3,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、款2総務費は、除雪作業等の対応に係る給与費として50万3,000円を増額補正をするものでございます。

款3民生費は、上里町火災風水害等見舞規定による災害見舞金として20万円を増額補正するものでございます。

款7土木費は、町所有のホイルローダの修繕及び倒木撤去処分として39万7,000円を増額補正するものでございます。

款8消防費は、除雪作業委託、塩化カルシウム購入、地区活動費特別交付金として556万4,000円を増額補正するものでございます。

款9教育費は、神保原公民館室外機修繕として23万4,000円を増額補正するものでございます。

歳出合計につきましても、補正前の額88億2,391万5,000円に689万8,000円を追加し、88億3,081万3,000円とするものでございます。

以上、専決処分をいたしました平成25年度上里町一般会計補正予算（第4号）の内容についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、御承認の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今回の雪害による対策でありまして、専決処分はやむを得なかったなというふうに思っているわけなんですけれども、この民生費の扶助費なんですけれども、災害見舞金20万円というのは、ちょっと少ないんじゃないかなと思ひまして、これどういうふうな見積もりになっているのでしょうか。

お尋ねいたします。

議長（高橋正行君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 飯島雅利君発言〕

町民福祉課長（飯島雅利君） 御説明申し上げます。

災害見舞金につきましては、今回の分につきましては、申請期間が3月17日からで年度内に申請受け付ける件数が少ないと考えられます。

今後の予算でさらに予算を計上する予定でございますので、今回につきましては、住居の半壊、附属建物の全壊など約10棟、計上させていただきました。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 5ページの委託料の災害対策委託料、これ400万でありますけれども、この内容、建設業者とか、あとは一般の方とか、どういう方にお支払いするかどうかですね。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 御説明申し上げます。

町内の業者15社に対しまして、除雪をしていただいたということでこの金額を計上したということでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 町長提出議案第13号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

議長（高橋正行君） 日程第19、町長提出議案第13号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案を申しあげました議案第13号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

平成25年度上里町一般会計補正予算（第5号）第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,659万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,740万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の増額及び年割額は、「第2表 継続費」によるものでございます。

第3条地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

第4条ですが、繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

2 ページ、3 ページをご覧ください。

歳入の主な補正ですが、地方交付税については、普通交付税の交付額の調整率分の復活により286万8,000円を増額補正をいたします。交通安全対策特別交付金は、歳入見込みとして42万円を減額補正をいたします。分担金及び負担金は、放課後児童クラブ保護者負担金、保育所運営費保護者負担金の見込みとして334万3,000円を減額補正いたします。国庫支出金は、障害者総合支援給付費負担金、障害児施設措置費国庫負担金、保育所運営費負担金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金などの増額や児童手当交付金、私立幼稚園就園奨励費補助金などの減額により4,555万5,000円を増額補正いたします。県支出金は、障害者総合支援給付費負担金、保育所運営費保護者負担金、重度心身障害者医療費支給事業補助金、乳幼児医療費補助金などの増額や児童手当負担金、緊急雇用創出基金事業補助金、新規就農総合支援事業費補助金、参議院議員通常選挙費委託金などの減額により217万3,000円を増額補正をいたします。財産収入は、財政調整基金等、各種基金の利子、普通財産売払代金により261万9,000円を増額補正をいたします。寄附金につきましては、一般寄附ということで2社、2名から167万円を増額補正をいたします。繰入金につきましては、上里中学校施設整備基金繰入金2,120万円を減額補正をいたします。繰越金は、前年度繰越金203万1,000円を増額補正をいたします。諸収入は、歳計現金等預金利子収入の増額、消防団員退職報償金、埼玉県収入証紙売払料などの減額により336万円を減額補正をいたします。町債につきましては、スマートインターチェンジ整備事業債、上里中学校特別教室棟改築事業債、中学校設備整備事業債の増額、国営神流川沿岸土地改良事業債の減額により4億6,800万円を増額補正をいたします。

歳出の主な補正は、歳入同様執行状況による事業費の増減補正のほか、各種基金への積み立てなどでございます。

まず、款1 議会費では、議員共済給付費負担金の負担金率改定に伴い195万6,000円の減額補正となります。

款2 総務費では、郵便料、減債基金の積立金、庁舎の火災報知器交換修繕、公共施設等用地取得及び施設整備基金の積立金、コミュニティーセンター会議室蛍光灯修繕、勤労者総合文化センター浄化槽内機器等の交換などの増額や給与費、生活バス路線運行支援事業補助金、町税電算処理委託料などの減額により2億433万2,000円を増額補正となります。

款3 民生費では、総合支援医療給付費、身体障害者施設入所サービス費、重度心身障害者医療費などの増額や国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、子ども医療費、児童手当などの減額により1億4,543万4,000円の減額補正となります。

款4 衛生費では、母子衛生事業、健康推進事業、庁舎・保健センターに血圧器の設置の増額や各種予防接種の委託料、休日急患診療所運営事業負担金の減額により5,417万8,000円を減額

補正をいたします。

款5農林水産費では、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金の増額や新規就農総合支援事業費補助金、国営神流川沿岸土地改良事業負担金の減額により381万5,000円を減額補正をいたします。

款7土木費では、スマートインター事業委託、公共下水道事業特別会計繰出金などの増額や公園台帳整備事業委託金、これは緊急雇用創出基金事業でございます。駅北コミュニティー広場トイレ下水道管接続及び浄化槽取り壊し工事の減額により5,641万2,000円を増額補正をいたします。

款8消防費では、消防団員被服費、避難所施設耐震診断委託料などの増額や消防団員退職報償金の減額により487万2,000円を増額補正をいたします。

款9教育費では、賀美小学校西側石垣部分の擁壁設置に係る設計管理委託料及び工事費、上里中学校既存特別教室棟空調機設置に係る設計管理委託料及び工事費、上里中学校特別教室棟管理等委託料及び改築・解体工事費などの増額や教育用機器賃借料、上里中学校改築事業に係る設計等の委託料、中学校教育振興事業の就学援助費などの減額により4億3,882万1,000円を増額補正をいたします。

款10公債費では、長期債元金、隣保館解体に係る元金の増加の増額、地方債の借り入れ条件等により長期債利子が減額となり366万9,000円を減額補正をいたします。

款11諸支出金では、公共施設等用地取得及び施設整備基金、財政調整基金、減債基金など利子分の積立金が増額となり120万8,000円を減額補正をいたします。

6ページをご覧ください。

第2表継続費につきましては、上里中学校特別教室棟改築事業として事業費総額を6億2,862万7,000円とし、平成25年度年割額を4億4,001万3,000円、平成27年度年割額を1億8,861万4,000円とするものでございます。25年度と27年度の年割額はおおむね7対3の割合でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、起債対象事業費の増減に伴い補正をするものでございます。

初めに、上里中学校特別教室棟改築事業は4億3,600万円、上里中学校既存特別教室棟エアコン設置に係る中学校設備整備事業は1,050万円を限度額とするものでございます。

また、スマートインターチェンジ整備事業は限度額を4,770万円に増額し、国営神流川沿岸土地改良事業は限度額を2億1,000万円に減額をするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第4表繰越明許費ですが、上里スマートインターチェンジ整備事業5,000万円、避難所施設耐震診断に係る災害対策事業613万6,000円、賀美小学校西側石垣部分の擁壁設置に係る小学校管理運営事業1,192万3,000円、上里中学校既存特別教室棟空調機設置に係る中学校改修事業に1,473万4,000円をそれぞれ平成26年度に繰り越しを行うものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細の内容説明につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いしたいと思っております。

議長（高橋正行君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 民生費のところでお尋ねしたいんですけども、大きな説明資料の4ページ、5ページに関わるところでありますけれども、分担金及び負担金のところで、公立・私立等の保育園の子どもたちの実績見込みで人数的な部分の差はないわけなんですけれども、所得階層によって減額になりましたという説明でありましたけれども、具体的な資料がいただければ、いただきたいなというふうに思っています。見込みに対してのどのような変化があったのか。

それと、歳出のほうで法人立保育所等運営委託事業で民間保育所委託料の赤ちゃんの部分ですね。ゼロ歳から2歳児が増加になっているということでもありますけれども、その各保育所の定員の枠というのがあると思うんですけども、枠を超えた受け入れを行ってきているのか、定員の枠内で当初の出発に比べて増えたということでありましょか。増加人数と各実態についてお尋ねしたいと思います。

それと、その下の家庭保育室等運営委託事業でありますけれども、昨年も人数の減によるということで減額、3月にしていたと思うんですね。やはり、保護者の方たちもできれば認可園に預けたいという希望を持っておられて、そういうふうに異動するのか、それとも実際保育園も増加していますよということでもありますので、その辺が結びつかないんですけども、減少

した子どもたちがどういうふうな公立や民間の認可園に異動していればいいんですけれども、その辺のことについてお尋ねしたいなというふうに思います。お願いします。

議長（高橋正行君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 河野光彦君発言〕

子育て共生課長（河野光彦君） それでは、御質問でございますが、保育所運営費保護者負担金、またその公立分と法人立分ということで御質問があったわけでございますが、先ほど資料のほうは今は持ってありませんので、後で御提示いたします。

内容の説明でございますが、保育所運営費、公立分と法人立分がございます。保育所の保護者負担金でございますが、保育費につきましては、所得階層により最終的に確定を行っております。また、当初予算では前年度実績をもとに計上しておりますが、今回確定に伴いまして、補正予算をまずは提出をさせていただいたということでございます。

なお、公立保育園につきましては、当初予算が3,074万7,000円で、見込み総額が2,987万7,527円、差し引き86万9,000円の減額補正をさせていただいております。

また、法人立保育園につきましては、当初予算が1億3,164万8,000円、見込額1億3,937万6,120円ということで125万1,000円の減額補正をお願いしているものでございます。

なお、園児数につきましては、平成25年4月に713人おりましたが、この26年3月に786人ということで当初より73人ほど増加をしております。

また、公立分、法人立分が減となっている原因につきましては、保育料算定に係る所得階層の高い層の児童の年齢が上がりまして、低い層の保育料が増えたということによるものでございます。

そして次に、5ページというんですか、国庫支出金の園児数、先ほど並びにということでゼロ歳から2歳の増加によるということで当初予算から補正を行ったものでございますが、当初につきましては1億1,926万9,000円、また実施見込みにつきましては、1億3,593万940円の1,632万4,000円の補正を行っているわけでございますが、先ほど人数的なもので説明いたしますと、平成25年4月に713人、平成26年3月には786人ということで73人増加しております。

また、定員の枠につきましては、120%以内に抑えまして、園児を入園数としてございます。

また、家庭保育室等の運営事業補助金の関係でございます。これにつきましては、減額補正ということで人数を説明いたしますと、当初は6人ございました。確定人数がまた3人ということで、3人ほど少なくなりましたので減額補正をいたしました。

なお、先ほど民間の保育園のほうに行っているかという御質問だと思うんですが、これについては、現在ちょっと調べておりませんので、また後で御説明したいと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ゼロ歳から2歳までの園児の増加ということになりますとその年齢別の枠もあると思います。それで120%というのは全体の年齢、ゼロ歳から年長さんまでで120%に抑えたということでありましょうが、この乳幼児の乳児のほうの枠の中でどうだったのかなど。また、乳児につきましては、保育士の人数との関係もありますので、その辺、後でいいですので、お願いできればというふうに思います。

先ほど質問が抜けちゃったんですが、1つ、学校教育の関係でありますけれども、いじめ・不登校対策事業助成金と中学校スポーツエキスパート活用事業補助金というのがありますけれども、これはどのような形で支出されているんでしょうか。どういう形の使い方がされているんでしょうか。お願いします。

議長（高橋正行君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） まず、いじめ・不登校対策事業補助金でございます。これにつきましては、交付決定による増ということで数字的には確定しております。この内容でございますけれども、中学校配置相談員ということで助成事業による実績によるものでございますけれども、さわやか相談員等の賃金という形で事業を行っているものでございます。これは中学校配置相談員という事業でございます。

それから中学校スポーツエキスパート活用事業補助金ということでございます。これにつきましては、交付決定による補正ということでございます。歳出につきましては、事業費2分の1の補助ですから倍になるものでございます。12万円ということでございます。これにつきましては、北中、上中、スポーツエキスパートということで卓球と野球ということでございます。スポーツのエキスパートを指導者として受け入れて、指導していただいているという事業でございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 私のほうから3点質問させていただきたいと思います。

まず、3ページの徴収事務費の備品購入費、庁用備品購入費でありますけれども、これは説明では、さすまたの購入というような説明があったかと思っておりますけれども、庁舎内の各階に何本ぐらいずつ配備されているのか、それが1点と、あとは6ページの交通安全対策費の報酬の

ところ、交通指導員報酬が9人分ということで欠員のために23万8,000円の減額、それから需用費の消耗品、これは新人さんの分の説明だったと思いますが、制服とか帽子とか靴を購入するための11万9,000円であるかなとは思いますが、その欠員になった時期と新人が入った時期、交通指導員は現在何人ぐらいいるのか、そこら辺質問したいと思います。

あとは8ページの中学校管理運営事業の報酬のところですけども、校医の報酬13人分、説明では多分2人分の減額、23万6,000円という説明があったかなと思いますが、ここら辺の内容ですね、校医さんの人数、そこら辺の質問をしたいと思います。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） さすまたの購入についての御質問がございましたので、説明をさせていただきます。

現在1階にあります各課の中で、全体で1本しかございません。最近のニュースの中では、そういう犯罪行為、刃物を持ったりとかという形がありますので、今回6本を購入しまして、それぞれの係の中でも対応をさせていただければなというふうに思っております。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 交通安全対策事業費についての御質問でございます。

交通指導員については、9名の定員でございますが、25年度4月当初、1名の欠員が生じておりまして、9月1日から新しくその欠員の分について補充されております。

また、10月末で任期満了に伴いまして1名欠員が生じまして、その方については1月1日からという形をお願いをしております。これに伴いまして、欠員期間が7カ月ございましたので、その分の報酬費の減額という形でございます。

また、交通指導員の需用費につきましては、制服一式なんですけど3月末で交替になられる方が1名いらっしゃいますので、その交通指導員の衣服一式の費用でございます。

議長（高橋正行君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） 中学校運営事業の報酬、校医報酬ということで減額をさせていただきました。これにつきましては、校医が2名を減ということで、耳鼻科医が減になったものでございます。理由につきましては、医師会からの要請というか調整というか、そのような形での減額ということになります。それから、校医の人数でございますけれども、内科、眼科、耳鼻科、それから歯科医ということで合計して、ちょっと済みません。人数につきましては、確認をさせていただきたいと思います。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 町長提出議案第14号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

議長（高橋正行君） 日程第20、町長提出議案第14号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第14号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

御提案申しあげました議案第14号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万6,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,001万2,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の補正であります。

歳入についてですが、款3国庫支出金につきましては、今年度の療養給付費負担金や高額医療費共同事業負担金、特別調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業補助金及び災害臨時特例補助金が確定したため、3,243万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款6県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金が確定したため、67万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款7共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金が確定したため、7,458万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款9繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。職員給与費等や財政安定化支援事業、その他分の繰入金を歳入歳出の補正額の調整により1億7,330万円を減額補正をするものでございます。

続きまして、款10繰越金につきましては、平成24年度の繰越金2億7,669万8,393円の確定分を全額計上することにより、1億3,034万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款11諸収入であります。特定健康診査の一部負担金金額が1,734人分、173万4,000円に確定したため、19万1,000円の減額補正であります。

歳入合計につきましては、31万6,000円を減額し、予算総額を34億8,001万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費ですが、職員給与費の補正や国の制度改正による高齢受給者証の郵送料、国保総合システム改修委託料、国保税の電算委託料の補正により260万9,000円を減額補正とするものでございます。

続きまして、款2保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費が18億611万円、退職被保険者等療養給付費が1億6,124万円の支出見込みであり、また歳入の国・県支出金等の補正に伴う財源補正等で1,455万2,000円を増額補正とするものでございます。

続きまして、款7共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金額が6,999万3,629円に確定したため、271万5,000円を増額と保険財政共同安定化事業拠出金額が3億1,143万1,339円に確定したため、1,818万7,000円を減額し、合計1,047万2,000円の減額補正とするものでございます。

続きまして、款8保健事業費につきましては、特定健康診査の委託料が1,727万9,310円に確定し、また医療費通知の郵送料の不足分と合わせて178万7,000円の減額補正とするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様31万6,000円を減額し、予算総額を34億8,001万2,000円とするものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第15号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（高橋正行君） 日程第21、町長提出議案第15号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

御提案申し上げました議案第15号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,851万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,787万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1介護保険料、項1介護保険料については、調定額の増により589万5,000円を増額するものでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、国庫負担金の実績見込額により158万7,000円を減額するものでございます。

項2国庫補助金につきましては、普通調整交付金の実績見込額により1,084万5,000円を減額するものでございます。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、交付金の実績見込額により1,611万9,000円を減額するものでございます。

款4県支出金、項1県負担金につきましては、実績見込額により427万9,000円を減額するものでございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、保険給付費の町負担分12.5%と事務費などで158万2,000円を減額するものでございます。

歳入の合計につきましては、2,851万7,000円を減額し、予算総額を15億3,787万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、職員手当等の増額とシステム改修業務委託料の増額で95万5,000円の増額補正とするものでございます。

項3介護認定審査調査費は、需用費を7,000円の増額補正とするものでございます。

款2保険給付費につきましては、項1介護サービス等諸費を1,679万円の減額、項2介護予防サービス等諸費を839万7,000円の増額、項3高額サービス費を258万8,000円の減額、項6特定入所者介護サービス等費を799万4,000円の減額で合わせて1,897万5,000円の減額補正とするものでございます。

款3基金積立金につきましては、交付金の減額に伴い介護給付費準備基金積立金を1,050万4,000円の減額補正とするものでございます。

歳出の合計につきましても、歳入同様2,851万7,000円を減額し、予算総額を15億3,787万9,000円とするものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 3点質問したいと思います。

まず1点目は、こちらの説明書の3ページでありますけれども、介護保険料であります。調定額の増ということでありましたけれども、いわゆる加入者の増ということでよいのでしょうか。また、収納率的には昨年度と比べてどのように推移しているのでしょうか。お尋ねしたいのが1点です。

次に、保険給付費のところでありますけれども、介護サービス等諸費、また予防のほうにおきましても、高額サービスにおきましても、特定入所者介護サービスにおきましても減額ということであります。認定者は増えているんじゃないかなというふうに思いますので、この辺のところでお尋ねをしたいと思います。どのような事情があるのか。特に介護予防のところはほかの減に比べて増になっているんですけれども、この予防のところは今後の国の見直しでは、市町村に移管していきたいという傾向が強いわけではありますが、この増加の内容、主にどういう内容が増加になっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

3点目は、基金であります。今回の減額に合わせて基金も積む予定だったのが積みませんよということだと思っんですね。そうしますと、基金残高はどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 御説明をさせていただきます。

まず最初に、保険料でございます。

保険料につきましては、収納率が当初予算では0.983と見込んでおりましたが、3月補正につきまして、0.985ということで収納率を見込んでおります。それに伴いまして、保険料が金額589万5,000円の増額でございます。第1号被保険者につきましては、26年1月末現在でございますけれども、6,538人でございます。そのうち、認定者数につきましては954人でございます。サービスの受給者につきましては、761人が利用している状況でございます。

続きまして、保険サービスのところでございますけれども、高額サービスでございますけれ

ども、258万8,000円の減額でございますけれども、こちらにつきましては、平成25年度の見込額を計算をいたしまして減額したわけでございます。見込額につきましては、2,285万円ということで見込んでおります。そのための減額でございます。特定入所者サービスの減額につきましては、こちらにつきましては、施設入所の際の食事代と居住費の分の負担でございます。こちらにつきましても、見込額ということで計算をさせていただきまして、4,670万円を見込みさせていただきまして、800万円の減額ということでさせていただきまして、それと介護予防でございますけれども、こちらにつきましては、短期入所とか、ショートステイサービスの食事代とかの補助でございます。こちらにつきましても、4月から1月末の実績に基づきまして増額をさせていただいております。

今後、先ほど沓澤議員がおっしゃいましたように、介護予防サービスにつきましては、平成27年度からの第6期計画におきまして重要視されるものでございます。

それと基金の残高でございますけれども、基金につきましては、平成25年度当初で710万2,000円、9月補正で340万2,000円を補正いたしまして1,050万4,000円となっております。今回この基金も減額補正するわけでございます。3月補正後の基金の残高につきましては、12万6,729円でございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第15号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 町長提出議案第16号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（高橋正行君） 日程第22、町長提出議案第16号 平成25年度上里町公共下水道事業特

別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

御提案申しあげました議案第16号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出8,420万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,977万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1分担金及び負担金は961万円を減額し、総額を724万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、下水道に転換する世帯が当初の見込みより少ないため受益者負担金の減額をするものでございます。

款2使用料及び手数料は、1,169万7,000円を減額し、総額を5,766万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、児玉工業団地内企業の下水道使用量が減少したことにより、公共下水道使用料を減額するものでございます。

款3国庫支出金は、3,290万円を減額し、総額を4,500万円とするものでございます。内容といたしましては、国庫補助金の交付額が確定したことにより減額をするものでございます。

款4繰入金は、1,016万9,000円を増額し、総額を1億2,269万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、受益者負担金や下水道使用料などの収入が減少したことにより一般会計から繰り入れをするものでございます。

款5繰越金は、繰越金の残額で329万9,000円を増額し、総額を507万9,000円とするものでございます。

款6諸収入は、13万9,000円を増額し、総額を59万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、消費税還付金でございます。

款7町債は、借入見込額の変更により4,360万円を減額し、総額を8,150万円とするものでございます。

続きまして、歳出ですが、款1事業費は8,420万円を減額し、総額を2億835万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、公共下水道維持管理事業では流域下水道維持管理負担金500万円、下水道排水設備工事費補助金240万円、合計740万円を減額いたします。公共下水道建設事業費では、設計等委託料180万円、管渠築造等工事費6,400万円、流域下水道建設負担金1,100万円をそれぞれ減額をするものでございます。

3ページは、第2表地方債補正でございます。

公共下水道事業債につきましては、事業費の補正により限度額を4,360万円減額し、8,150万円にするものでございます。

以上で公共下水道事業特別会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 下水道事業ではいつも出るお話かと思うんですけども、今回、分担金及び負担金で受益者負担金が大幅減額ということで、その内容については新規に接続していただく方が予定より少ないということでありました。

そこで、お伺いしますけれども、現在までに供用可能な世帯数と供用開始接続している世帯数、その割合を教えてくださいということと、流域下水道維持管理負担金が500万円減額ということなんですけれども、こちらの理由を教えてくださいと思います。お願いいたします。

議長（高橋正行君） 下水道課長。

〔下水道課長 須田孝史君発言〕

下水道課長（須田孝史君） 御説明申し上げます。

公共下水道の現在までの認可区域内で供用開始していることの世帯で接続する見込みでございますが、全体で接続人口1,279人、処理戸数1,561戸、区域内で見てございまして、そのうちの接続している世帯につきましては、現在577件でございます。577件で、接続率につきましては、10月末現在で36.9%の接続という形でございまして、当初の見込みで706件の接続を見込んでいたものでございます。

また、維持管理負担金の500万円の減額につきましては、流域下水道の利根川上流、この本庄市にごございます処理場で処理するための負担金でございまして、排水量等の減に伴ってこの負担金が減額したものでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第16号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 町長提出議案第17号 平成25年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第23、町長提出議案第17号 平成25年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 平成25年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）。

御提案申し上げました議案第17号 平成25年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1条 平成25年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条 平成25年度上里町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

支出でございますが、第1款事業費を既決予定額に対しまして348万4,000円を増額し、5億

5,174万円といたします。第1項の営業費用を323万1,000円、第2項営業外費用を25万3,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,537万6,000円を2億6,526万円に、過年度分損益勘定留保資金2億5,663万円を2億5,651万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出を既決予定額に対しまして11万6,000円を減額し、4億2,686万2,000円といたします。第1項建設改良費を11万6,000円の減額する補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条でございます。予算書第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。1職員給与費を212万円減額し、5,621万7,000円にいたします。

以上が補正予算第1号の説明といたします。

なお、次のページからが説明書及び附属資料となっております。

2ページが実施計画でございます。詳細につきましては、9ページ以降の説明書に記載しておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

3ページにつきましては、資金計画でございます。受入資金を2億7,610万2,000円増額、支払資金2億3,173万3,000円増額し、差引計を6億8,719万6,000円といたします。

4ページは給与費明細書で、比較合計212万円の減となっております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページですが、手当の内訳で記載のとおりでございます。

6ページは、給与及び手当の増減額の明細で記載のとおりでございます。

次に、7ページが予定貸借対照表で年度末の予定財政状況を表示しております。

2の流動資産の1現金預金で6億8,719万円ほどになっております。

5剰余金(2)口の当年度末処分利益剰余金で2,964万円ほどを予定しております。

8ページをお願いいたします。

説明書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、給与に係る特例条例や人事異動に伴う給与費の補正につきましては、記載のとおりでございます。

目1の原水及び浄水費の動力費400万円は、電気料金に不足が生じることによるものでございます。

目4の総係費の委託料126万円は、課の統合に伴い事務所移転に要する費用でございます。

次に、項2 営業外費用の消費税を25万3,000円増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、給料を6万2,000円、法定福利費を5万4,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上で水道事業会計補正の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第17号 平成25年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時10分散会